

機関長（学長又は学部長）の推薦を受け出願する者に対する専門試験免除制度

（1）機関長の推薦を受け出願する者に対する専門試験免除制度とは

本学大学院専門職学位課程又は修士課程進学への強い熱意を有し、かつ、学業成績及び人物ともに優れていることを機関長（学長又は学部長）が認めて推薦する受験者に対し、大学院入試における専門試験を免除する制度です。

（2）推薦要件

出願資格に定める各機関を令和7年度中に卒業見込み又は修了見込みの者で、本学大学院専門職学位課程又は修士課程進学への強い熱意と入学を志望する専攻・コース（領域・分野）における専門分野に関する優れた成績（専門職学位課程においては成績のほか実績を含めて良いこととします。また、修士課程においては専門分野を臨床心理学・心理学に限ることとします。）を有し、さらに人物についても優れ、機関長（学長又は学部長）が責任を持って推薦できる者で、合格した場合には入学することを確約できる者とします。

また、日本国籍を有しない者（日本国永住許可を得ている者を除く。）は、日本語能力試験 N1の合格者を条件とします。

（3）出願できる課程・専攻・コース（領域・分野）

すべての課程・専攻・コース（領域・分野）において、この制度により出願できます。

（4）出願に当たっての留意事項

- ① 出願に当たっては、「第2志望」まで志望することができます。
- ② この制度により出願した場合において、「第2志望」まで志望するときは、「第1志望」及び「第2志望」のいずれも本制度で出願してください。
- ③ 出願に当たっては、機関長（学長又は学部長）が作成し、**厳封した**「機関長推薦書」及び志願者本人が作成した「志望理由書」を提出してください。
- ④ 「機関長推薦書」及び「志望理由書」に不備がある場合には、原則として専門試験の免除を認めませんので、十分留意してください。
- ⑤ 外国の学校からの推薦書は、日本語又は英語で記載されたものを併せて提出してください。